

令和7年7月29日

北九州市監査委員	中西満信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西満信、同 廣瀬隆明（令和7年3月31日任期満了）、同 梅田久和（令和7年4月1日就任）、同 村上幸一（令和7年2月9日任期満了）、同 奥村直樹（同前）、同 鷹木研一郎（令和7年3月26日就任）、同 大久保無我（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、子ども家庭局（放課後児童クラブ事業に係るものを除く。）、都市整備局、区役所及び区選挙管理委員会事務局に係るものの令和5年度及び令和6年度（令和6年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

ただし、都市整備局のうち、令和5年度定期監査（対象期間：令和5年6月末日まで）で対象となった旧建築都市局所管分の事業は令和5年7月から令和6年10月末日までを対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和6年11月7日から令和7年5月22日まで

4 監査の結果

(1) 子ども家庭局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(2) 都市整備局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(3) 区役所

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 備品購入手続きについて

(八幡西区役所コミュニティ支援課)

八幡西区役所コミュニティ支援課が執行した令和5年度の市民センターの備品購入にあたり、技術監理局契約課において入札により一括して契約すべきものを、市民センターごとに発注を分割して担当課で契約していた。

その結果、1者からの見積りにより担当課で契約できる随意契約となり、価格面での競争性が確保されていなかった。

市副市長以下専決規程及び市区長以下専決規程では、備品の調達に係る契約について、契約金額が10万円を超え500万円以下の場合、契約決裁権者は契約課長と定められている。

また、市予算規則では、最少の経費をもって最大の効果をあげるよう計画的かつ効率的に執行しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 契約事務

(ア) 契約事務について

(八幡東区役所まちづくり整備課)

八幡東区役所まちづくり整備課が執行した令和5年度皿倉簡易専用水道維持管理業務委託(受水槽)にかかる指名競争入札手続きにおいて、1回目の入札で落札となるべき同価の入札をした者が2者あったが、くじによることなく、2者を対象として再度入札を行い、落札者及び落札金額を決定していた。

この結果、落札者に対して、本来契約金額とすべき1回目の入札金

額を下回る金額で契約を締結させるとともに、2回目の入札で落札できなかった者に対しても、くじにより、1回目の入札金額で契約できる機会があったにもかかわらず、2回目の入札を行うことで、その機会を喪失させていた。

さらに、指名競争入札の手続きに誤りがあったことを把握した後も、技術監理局に協議することなく、放置していた。

指名競争入札については、地方自治法施行令等の諸規定において、事務手順等が定められている。

適正な事務処理をされたい。

(4) 区選挙管理委員会事務局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。